

松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（令和2年条例第63号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

松本市公告第320号
令和7年7月23日

松本市長 臥雲 義尚

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第41条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第45条第2項 (第45条第6項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第47条第1項	事業計画書	
(4) 条例第50条第4項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第54条第2項	最終見解書	○
(6) 条例第56条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事項	内容(該当する項のみに記載する)	
氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	直富商事株式会社 代表取締役 木下 繁夫 長野県長野市大字大豆島 3397 番地 6	
申請の区分 (I)		
条例第41、45、47、50、54、56条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	①長野県松本市大字笹賀 5652 番地 76 ②長野県松本市大字笹賀 5652 番地 84
	②廃棄物の処理施設の種類	中間処理（圧縮・結束）
	③処理を行う廃棄物の種類	①廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、木くず、紙くず (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器は自動車等破砕物を除く) ②廃プラスチック類 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く
	④廃棄物の処理施設の処理能力	①圧縮結束施設 廃プラスチック類 900t/日 (90t/h:10時間稼働) 金属くず 1149t/日 (114.9t/h:10時間稼働) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 1178t/日 (117.8t/h:10時間稼働) 紙くず 917t/日 (91.7t/h:10時間稼働) 木くず 704t/日 (70.4t/h:10時間稼働) ②圧縮結束施設 廃プラスチック類 2t/日 (0.2t/h:10時間稼働)
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	変更後
条例第47、50、54条	⑩対象周辺地域の範囲	南原町町会、島立南栗町町会
	⑪対象関係住民の範囲	周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者
	⑬対象関係住民に対する事業計画説明会の開催日時及び場所	(日時) 令和7年4月28日(月)午後7時00分から 令和7年4月30日(水)午後7時00分から (場所) 直富商事株式会社松本営業所 長野県松本市大字笹賀 5652 番地 76
関係図書の縦覧	縦覧に供する場所	松本市 環境エネルギー部 廃棄物対策課 長野県松本市大字島内 7576 番 1
	縦覧期間	令和7年8月22日(金)まで (土日・祝日その他市の休日を除く。)
	縦覧時間	午前8時30分から午後5時15分まで